

## 再検討すべき事項（事務局提案）

### 前文

- ・仮置きの前文のため、見直しが必要である。  
委員全員から前文の修正点について考え方を求め、案に反映させるのはどうか
- ・「これら北本市における自治の基本理念」が不明確である。  
自治の基本理念は市民主体の協働のまちづくり＝住民自治の確立としてよいか

### 第1章 総則

#### 2 目的

- ・市職員は市長の補助機関であるため、あえて市長と同列で市職員の責務を規定する必要はないのではないかと。  
「市民と、市議会、市の執行機関」に改めてはどうか

#### 3 定義

- ・事業者が市民でもある点について整理が必要である。  
「市民のうち、市内で営利の事業活動を行うもの」に改めてはどうか

### 第2章 自治の基本原則

#### 4 基本原則

- ・市民が情報を公開するという表現になっていることについて。  
情報共有の原則を規定し、情報公開の義務については、情報公開の項目で規定する。
- ・2は市民が主語になっているため、市民の責務ではないかと。市が市民の参加を促し、市民が参加する形がいいのではないかと。  
「5市民の権利・義務」に移す  
「市民主体」「情報共有」「参画・協働」による「住民自治の実現」を規定する

### 第3章 市民

#### 第1節 市民

#### 5 市民の権利・義務

- ・「市政に参画する」の意味が不明確なため、市の施策を整理する必要がある。  
他市では、「まちづくりに参加する権利」としているところが多い。
- ・納税は市民の義務である。  
「果たさなければならない」に変更する

### 第4章 議会

#### 30 議会

- ・4の「対話できる場や機会を設ける」ことは議会の責務ではなく、議員の責務と考える。  
議員の責務として別に位置づける。

### 第5章 行政

#### 23 市長の責務

- ・「市の理想の将来像」を明確化しておく必要がある。  
3で述べているものでよいと思われるため、2は削除してはどうか。

## 第6章 市民のための行政運営

### 1.3 行政評価

- ・市民が参画する外部評価を実施するとしているが、現在、外部評価制度が確立されていないため、これから制度を作る必要がある。  
「市民の評価を受ける仕組みを整備するものとする」に変更してよいか。

### 2.7 行政手続

- ・北本市行政手続条例では、行政処分に関する手続のみならず、行政指導や市に対する届出に関する手続等についても規定しているため、行政手続条例との整合を図る必要がある。  
「市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護するよう努めるものとする。  
2 行政手続に関する必要な事項は、別に条例で定める。」としてよいか

## 第7章 自治の仕組み

### 第1節 情報公開・情報共有

#### 7 情報の公開と共有

- ・北本市情報公開条例との整合を図る必要がある。  
「情報公開制度については別に条理で定める」

#### 9 個人情報の保護

- ・「個人の基本的な人権が最大限保障されるよう努めなければならない」の表現について。  
北本市個人情報保護条例に合わせた形で規定する。「市は、その保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的な人権を擁護するため、個人情報保護制度を実施する。  
2 前項の個人情報保護制度については、別に条例で定める。」としてよいか。

#### 1.1 説明責任

- ・協働を推進するための「市民委員会」については、前回の会議で協働推進条例などの新たな別の条例の中で検討をする問題とした。
- ・予算の査定内容等の説明については、HPで公開している自治体もある。また、ニセコ町の市民向けのわかりやすい予算説明書の事例もあるため、委員会という形式にとらわれずにさまざまな形での情報公開や市民参画を検討する必要がある。  
ニセコ町の説明責任の項目では、「町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。」としている。

### 第2節 協働・参画

#### 1.4 参加・協働の推進

- ・議会を通じてオーソライズされたもののみを規定する。
- ・今後、協働推進条例や市民参加推進条例を別に整備することを考えると、細部については、別の条例に記載することとする。  
上記の視点で条文を整理する

### 第2節 コミュニティ

#### 2.1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

- ・コミュニティの定義が別に必要ではないか。また、地域コミュニティと表記しなくて良いか。  
定義に「地域コミュニティ」を入れる

- ・新しい公共を担う市民活動の項目として、コミュニティと自治会活動のほかにもボランティア活動やNPO法人に関することを規定しておく必要はないか。  
市民公益活動の推進のタイトルとし、地域単位の自治会・地域コミュニティとNPO等目的別コミュニティを位置づけてはどうか。

## 1 2 意見・要望・苦情への対応

- ・2の「市民が受ける不利益救済」及び「知識の幅広い収集」とは意味が不明確であり、具体的にどのようなものを整理する必要がある。  
「市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対し、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない」
- ・3の「市民からの意見提出の方法について別途定める」について。  
現制度として市民の意見・要望・苦情に対する応答義務を持った「市長への手紙」制度を実施しているが、これを法制化して位置づければよいか。
- ・4の「北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくり」が具体的に何を意味するのか不明確である。  
「市は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映させるよう努めるものとする。」としてよいか

## 第7章 住民投票

### 1 8 住民投票

- ・他市の条例では、議員による発議を規定している例もあるが、規定しなくてよいか。  
「市議会の議員は、市政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。」(杉並区・柏崎市の例)

## 第8章 他団体との連携

### 3 1 自治体・国との連携

- ・「先進事例等から学ぶ」という表現は規定が細かすぎ、具体的すぎる。  
削除

## 第9章 実効性の確保

### 3 2 この条例の検討・見直し

- ・条例改正の手续やその方法など具体的な記述を加える。  
「市民の意見を適切に反映させる措置」の追加

## その他

- ・北本市の特色を盛り込むことについて
  - 1 「みどり」の問題をどうするか
    - ア 北本市の特色としていつも第一に挙げられる「みどり」を条例に位置づけるか否か。
    - イ 北本市は環境基本条例を定めている。北本市が定めている条例の中で「基本条例」はまだこの条例しかない点からも検討する。
    - ウ 他市の条例では、「環境保全の推進」や「環境と共生するまちづくり」を規定しているところもある。
  - 2 自治会・地域コミュニティの記載について
    - ア 久喜市や熊谷市を視察して明らかになったように、北本市のように市全域で自治会組織や地域コミュニティ組織が組織されているまちは未だ少ない。その意味では、北本市の特色といえる。
    - イ 今後の協働推進の仕組みの中心機関として位置づけるために、この条例の中にもきちんとした形で規定しておく必要があるのではないか。